

緊急通報装置利用希望者承諾書

令和 年 月 日

利用希望者 住所 新発田市

氏名

緊急通報装置を利用するにあたり、下記の事項を承諾いたします。

記

- 1、委託業者による現場出動において、次の場合、委託業者は必要個所を破壊し、入場することがあります。この入場による破壊に起因する損害について、新発田市及び委託業者は一切の責任を負いません。
 - (1) 利用者からの鍵の預かりがない場合
 - (2) 鍵の預かりがあっても内鍵により施錠、又は何らかの理由により開錠ができない場合
- 2、委託業者による現場出動において、偶発的に生じた器物の破損・汚損等について、新発田市及び委託業者は一切の責任を負いません。
- 3、利用者または協力員は、緊急通報装置の設置にあたり、利用を中止する場合は、速やかに利用者の状況に応じ装置の撤去に伴う工事の立ち合いをすることを同意します。

代筆の場合は代筆者の氏名 _____	利用希望者との続柄 ()	
	本人確認	受付